

令和6年度 南箕輪村商工業振興資金

村内の中小企業者の方が事業の発展と経営安定に必要な資金を円滑に調達するため、金融機関を通じて有利な条件で融資を受けられる制度です。村が金融機関に対して資金を預託することにより利率を下げるとともに、信用保証協会への保証料の全額負担及び利子の一部を補助します。

資金名	対象者	資金用途	限度額	貸付利率	村の補助	実質金利	償還期間	据置期間
一般資金	[以下の全てに該当すること] ①村内で6か月以上事業を営む商工業者。 ②村税その他納付金を完納している者。 ③許可等を要する業種は許可などを取得していること。 その他、振興資金交付規則第2条に該当する者。	設備	1,500万円 ※	1.85%	0.9%	0.95%	7年以内	6か月以内
		運転					5年以内	
不況対策資金	[一般資金の条件に加え以下のいずれかに該当すること] ①最近3か月間の売上高又は経常利益率が過去3年間のいずれかの同期に比べ同じ又は減少していること。 ②最近6か月間の売上高又は経常利益率が前年同期に比べ同じ又は減少していること。 ③直近決算期の経常利益率が1期又は2期前に比べ同じ又は減少していること。	設備	1,500万円 ※	1.85%	1.45%	0.40%	7年以内	6か月以内
		運転					5年以内	
特別経営安定化対策資金	[不況対策資金の条件に加え以下の全てに該当すること] ①融資実行後1年以上経過し、従前の借入金に対し返済の延滞がないこと。 ②同一金融機関の借入れであること。 ③借換の対象となる従前の借入金について、信用保証協会の経営関連安定保証による保証を利用している場合は、同種の保証を利用すること及び責任共有対象資金を責任共有対象資金外に借換えしないこと。	借換	1,500万円	1.85%	0.9%	0.95%	7年以内	12か月以内
緊急災害対策資金	[一般資金の条件に加え以下のいずれかに該当すること] ①村長により被害が認められたもの。(り災証明書の交付を受けていること) ②中小企業信用保険法第2条第5項第3号、第4号のいずれかに該当するものであること。 ③災害の影響により、原則として最近1か月間の売上高等が、前年同月に比べ5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む期間の売上高等が前年の同期間に比べ5%以上減少することが見込まれること。 ④災害の影響により、原則として最近3か月以内(1か月を単位とする)の売上高等が災害の発生直前の同期間に比べ5%以上減少しており、かつ、申請直後の同期間に同程度の売上高等の減少が見込まれること。 ⑤災害の影響により不測の資金を必要とする場合で村長が特に認めるものであること。	設備	1,500万円 ※	1.85%	1.45%	0.40%	7年以内	6か月以内
		運転					5年以内	
新規開業支援資金	[以下の全てに該当すること] ①村内で新規開業予定者及び開業1年未満の者で、適正かつ確実な事業計画を有していること。 ②村税その他納付金を完納している者。 ③商工会の経営指導員等による経営指導を受けていること。 ④許可等を要する業種は許可などを取得していること。 その他、振興資金交付規則第2条に該当する者。	設備	1,000万円 ※	1.85%	1.25%	0.60%	7年以内	12か月以内
		運転					5年以内	
後継者育成資金	[一般資金の条件に加え以下の全てに該当すること] ①当該商工業に従事する後継者を有するもの及びその後継者であること。 ②申請に際し、商工会長の推薦を受けること。	設備	1,000万円 ※	1.85%	1.2%	0.65%	7年以内	6か月以内
		研修	100万円				5年以内	

○1企業当たりの融資限度額は、上記限度額のとおりであり、貸付残高と合わせての金額となります。※ただし、商工貯蓄共済加入者は、貸付限度額が100万円増額となります。

○特別経営安定化対策資金は、南箕輪村商工業振興資金の融資残額(特別経営安定化対策資金を除く)の借換えのための資金であり、1借入れにつき1回の借換えに限ります。

- ◆取扱金融機関：八十二銀行、アルプス中央信用金庫南箕輪支店・信大前支店
- ◆償還方法：月賦償還とする。ただし、村長の承認を得ることができれば一括償還できる。
- ◆保証料：長野県信用保証協会の保証貸付とし、保証料は村が全額負担する。
※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合を除く。
- ◆保証人：原則として法人代表者以外不要とする。
- ◆担保：必要に応じて徴する。



南箕輪村役場

産業課 商工係

TEL72-2176 FAX73-9799



南箕輪村商工会

経営指導員

TEL72-6265 FAX72-6219